

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正
する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第15号)
の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

会計年度任用職員の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。